

# 笠置町周辺地域の 新型コロナウイルス感染症の 感染状況について

---

令和4年9月26日 京都府相楽郡笠置町

# 笠置町周辺地域の感染状況について

○近隣保健所管内の感染確認者累計(9月16日～9月25日)

地域	累計感染者数	感染者数公表日
山城南保健所管内 (京都府)	498人	9月25日
奈良市保健所管内 (奈良県)	1662人	9月25日
伊賀保健所管内 (三重県)	749人	9月25日

出典:京都府、奈良市及び三重県の公表情報を基に、笠置町で集計

# Withコロナに向けた新たな 段階への移行【感染対策】

---

令和4年9月21日発表

# Withコロナに向けた新たな段階への移行

---

府内の感染状況は改善基調を維持し、今も新たな陽性者の発生は続いておりますが、京都BA.5対策強化宣言の発出時と比べ新規陽性者数は減少傾向となっており、また、病床使用率も国から示された宣言の目安を下回っている状況です。

こうした状況の中で、国においては、新型コロナウイルスへの対応と社会経済活動全数届出の見直しが9月26日から全国一斉スタートします。

オミクロン株BA.5系統を中心とする感染拡大の防止を目的とした京都BA.5対策強化宣言については、9月25日をもって終了することとし、Withコロナに向けた新たな段階に移行していくこととします。

# Withコロナに向けた新たな段階への移行

---

Withコロナに向けた新たな段階に移行していくために、

- ①高齢者等の重症化リスクのある方を重点的に守りながら、
  - ②自宅療養者等、重症化リスクの少ない方へのフォローアップもしっかりと行い
  - ③感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指す
- 取組を進めていきます。

新型コロナウイルス感染症が終息したわけではありません。府民の皆様には、改めて一人ひとりが「**自分が感染しない**」「**ほかの人に感染させない**」「**感染をひろげない**」を常に意識して行動いただくようお願いいたします。

# I 基本的な感染防止対策の徹底

---

## 1 自分が感染しないために

○正しいマスクの着用、こまめな手洗い、外出先での手指消毒設備の活用、こまめな換気による空気の入れ換えを行ってください。

○「三つの密」を回避して、人と人との距離を確保し、大声での会話を控えてください。

○旅行や帰省に伴う移動や、多くの人が集まる場所では、混雑の状況に十分気をつけて、基本的な感染対策の実践など感染リスクを回避する行動をとってください。

# I 基本的な感染防止対策の徹底

---

## 2 ほかに人に感染させないために

- ・毎朝の検温等による体調管理を行い、発熱や咳等の症状がある場合は医療機関（夜間や医療機関が休みの時はきょうと新型コロナ医療相談センター）へ相談してください。
- ・体調に不安がある時は、家族を含めて外出を控えてください。

# I 基本的な感染防止対策の徹底

---

## 3 飲食時の感染対策

飲食時には

- ・適切な感染対策が講じられているお店（認証店）を利用しましょう
- ・会話の時はマスクを着用しましょう
- ・お店では大声で話さないようにしましょう
- ・余裕を持った配席で、長時間に及ばないようにしましょう

※認証店：アクリル板の設置（適切な距離が確保されている場合は必ずしも必要ありません）や適切な換気など、京都府が定めた基準に基づく感染防止対策が実施されている飲食店

# I 基本的な感染防止対策の徹底

---

## 4 ワクチン接種の推進

- ・ワクチン接種を希望する方は積極的に接種してください。
- ・子どもの感染が広がっています。5才以上の子どもについても、早めの接種を家族で検討してください。
- ・ワクチン接種を希望する方が、気がねなく接種に行ける環境を職場や学校等で整えてください。
- ・オミクロン株対応のワクチンの接種が始まりますので、早めの接種を検討してください。
- ・60才以上の方や基礎疾患をお持ちの方は、重症化予防のため4回目のワクチン接種を積極的に受けてください。

## Ⅱ 高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐ

---

### 1 高齢者等への感染を防ぐために

- ・高齢者や基礎疾患のある方、これらの方と日常的に接する方は、感染リスクの高い場面や場所への外出を控えるなど、特に注意してください。
- ・従業員等で高齢者や基礎疾患のある方、同居者にそうした方がいる場合は、本人の申出を踏まえ、在宅勤務や時差出勤等の就業上の配慮を行ってください。
- ・帰省等で高齢者や基礎疾患のある方と接する場合は、できるだけ事前に検査を行うようにしてください。

# Ⅱ 高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐ

---

## 2 医療機関・高齢者施設等でひろげないために

- ・医療機関、高齢者施設等での感染拡大を防ぐため、オンラインでの面会などの各施設で決められた感染対策のルールを守ってください。
- ・高齢者施設内の感染拡大を防ぐため、従事者等に対する検査を行ってください。
- ・高齢者施設では、令和4年7月14日のコロナ分科会提言を踏まえた効果的な換気を行ってください。

# Ⅲ 感染拡大・重症化を防ぐ

---

## 1 感染をひろげないために

- ・自宅療養中は外出をせず、同居の方がおられる場合は生活空間を極力分けてください。ただし、症状軽快後24時間が経過した方や無症状の方は、食料品の買い出しなど必要最低限の外出が出来ますが、マスクの着用や公共交通機関を利用しないこと、短時間とすることなど感染対策を徹底してください。
- ・療養期間が終了しても、発症から10日間は感染対策の徹底と、感染リスクが高い場面、場所への外出の自粛をお願いします。

# Ⅲ 感染拡大・重症化を防ぐ

---

## 2 検査の活用

- ・感染に不安を感じる無症状の方は、無料検査実施事業を活用し検査を受検ください。

(特措法第24条第9項に基づく要請)

- ・症状が軽く重症化リスクが低いと思われる方は、発熱外来の受診に代えて、市販の抗原定性検査キットや、医療機関で行う検査キットの配布事業の活用も検討してください。

# Ⅲ 感染拡大・重症化を防ぐ

---

## 3 重症化を防ぐために

- ・自宅療養中に症状が悪化した時は、発生届対象の方は保健所に、発生届対象外の方は京都府健康フォローアップセンター又は京都市新型コロナ陽性者フォローアップセンターにご相談ください。
- ・救急外来、救急車は、緊迫している場合など、真に必要な場合に利用してください。
- ・救急車を呼ぶかどうか迷った時は、#7119を積極的に活用してください。

# IV 社会経済活動と両立するために

---

## 1 事業所等でひろげないために

- ・業務継続のため、症状がある従業員は休務させるとともに、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触の低減に取り組んでください。
- ・従業員等に対する出勤時の検温等の健康管理を行い、家族を含めて発熱や咳等の症状がある場合は勤務させないとともに、医療機関（夜間の医療機関が休みの時はきょうと新型コロナ医療相談センター）へ相談するよう指導してください。
- ・職場の感染対策を再点検し、特に居場所の切り替わり（食堂、休憩室、更衣室、喫煙所等）での注意喚起を徹底してください。
- ・特措法第24条第9項により、業種別ガイドラインの遵守を要請しますので、適切に取り組んでください。

# IV 社会経済活動と両立するために

---

## 2 学校・保育所等でひろげないために

- ・学校生活や行事の中止を防ぐためにも、学校、保育所等での生活や送迎などの学校、保育所等で決められた感染対策のルールを守ってください。
- ・クラス等での感染状況や濃厚接触者の特定の有無にかかわらず、毎朝の検温等、子どもの体調管理を行い、家族を含めて発熱や咳等の症状がある場合は登校や登園を控えてください。
- ・学校等が休みの日も感染リスクが高い行動を控えるよう注意喚起してください。

# IV 社会経済活動と両立するために

---

## 3 大学等でひろげないために

- ・安心して学校生活を送るため、授業や研究活動、課外活動、寄宿舎・学生寮での生活について、大学等で決められた感染対策のルールを守ってください。
- ・毎朝の検温等、体調管理を行い、家族を含めて発熱や咳等の症状がある場合は通学を控えてください。
- ・飲食時には、会話の時にマスクを着用し、大声は出さず、長時間に及ばないようにするなど感染対策を徹底してください。

# IV 社会経済活動と両立するために

## 4 ホール等での催し物でひろげないために

- ・開催規模に関わらず、業種別ガイドラインに基づく入場整理等の感染防止対策を徹底してください。
- ・催し物(イベント等)の開催にあたっての要件は下表のとおりです。

○催し物(イベント等)の要件(特措法24条第9項に基づく要請)

施設の規模 大声の有無	収容定員 5,000人以下	収容定員 5,000人超～10,000人	収容定員 10,000人超
大声なしのイベント	収容定員まで 入場可※	5,000人まで入場可※	収容定員の半分まで入場可※
		「感染防止安全計画」を策定した場合、収容定員まで入場可	
大声ありのイベント	収容定員の半分まで入場可※		

※感染防止チェックリストを作成し、HP・SNS等で公表が必要

# Withコロナに向けた新たな 段階への移行【療養体制】

---

# 1 療養体制の新たな対応の概要

---

〔実施日〕

令和4年9月26日から開始

〔発生届対象者の変更〕

患者の発生届の対象を4類型に限定

・4類型

- ①65歳以上の者
- ②入院を要する者
- ③重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者、又は重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者
- ④妊婦

# 1 療養体制の新たな対応の概要

---

〔感染者数の把握について〕

感染者の年代別全数把握を継続(届出対象外患者も含む)

〔Withコロナに向けた療養体制の考え方〕

・発生届の対象となる4類型の方(高齢者等の重症化リスクのある方等)に対しては、保健所がこれまでどおり健康観察を実施

・発生届対象外の方の症状悪化時の対応や発生届対象者を含む自宅療養の方の支援を行うため「京都府健康フォローアップセンター」を設置

(京都市:京都市新型コロナウイルス陽性者フォローアップセンター)

〈フォローアップセンターの役割〉

・健康相談    ・宿泊療養の受付    ・生活支援物資の送付、パルスオキシメーターの貸出

## 2 療養体制の新たな対応

---

### 【療養体制の新たな仕組み】

- ・発生届対象の方は、保健所が療養支援
- ・発生届対象外の方は、自身で健康管理。医療機関で渡されたチラシ(医療機関受診者)によりフォローアップセンターに登録することで、支援申込みが可能
- ・自己検査の方は、フォローアップセンターに検査結果を登録することで、支援申込みが可能

### 【自宅療養中の方への支援】

- ・発生届の対象・対象外の方ともに、自宅療養者への支援については、フォローアップセンターで対応

### 〔支援内容〕

- ・宿泊療養施設への入所
- ・生活支援物資の送付、パルスオキシメーター貸出

## 2 療養体制の新たな対応

---

### 【自宅療養中の方の症状悪化時の対応】

症状悪化時に確実に医療につなげる仕組みを構築

- ・発生届対象の方は、これまで通り保健所が健康観察を行い、症状に応じ、受診調整や入院調整を実施
- ・発生届対象外の方は、新たに設置したフォローアップセンターが症状等に関する相談を受け、必要に応じて、所在地の保健所が受診先や入院先の調整を実施

# 療養中の各種支援の対象となる方

支援内容	対象となる方
宿泊療養施設への入所	<p>①発生届対象者で希望する方のうち、入院医療コントロールセンターが必要と判断した方</p> <p>②発生届対象外で、高齢者や基礎疾患のある方、妊婦、医療・介護従事者等との同居者で希望する方のうち、入院医療コントロールセンターが必要と判断した方</p>
生活支援物資の送付	<p>①発生届対象者のうち希望する方</p> <p>②フォローアップセンターに登録した方のうち希望する方</p> <p>※ただし、無症状者・有症状の場合で症状軽快から24時間経過し、食料品の買い出しが可能な方や外出可能な同居家族がいる方は対象外</p>
パルスオキシメーターの貸出	<p>①発生届対象者のうち希望する方</p> <p>②フォローアップセンターに登録した方のうち希望する方</p>

# 3 他府県の医療機関を受診した場合等

---

京都府内在住で他府県の医療機関を受診された方

- ・発生届対象の方の情報は、従来どおり、他府県から京都府(京都市)保健所に情報が移管。京都府(京都市)保健所からご本人に連絡
- ・発生届対象外の方は、ご自身で京都府(京都市)のフォローアップセンターに連絡

〈フォローアップセンター連絡先〉

京都府:075-708-2439      京都市:050-3614-9575

京都府外在住で京都府内の医療機関を受診された方

- ・発生届対象の方は、京都府(京都市)保健所から在住地域管轄保健所に情報が移管され、在住地域管轄保健所からご本人に連絡
- ・発生届対象外の方は、ご自身で所在地域のフォローアップセンターに連絡(厚生労働省HPIに各都道府県の連絡先案内が掲載)

## 4 療養証明書の発行

---

療養証明書に代わり、医療機関から配布されるチラシや  
フォローアップセンターから送信されるSMS通知を活用

# 陽性者数報告の取扱い

---

## 発生届の対象となる者

- ・これまでどおり医療機関から保健所へ発生届を提出

## 発生届の対象外の者

- ・今後は発生届の提出に代えて、医療機関及びフォローアップセンターが年代別総数をHER-SYSで報告（FAXの場合は保健所に報告）

# ワクチン接種の推進

---

## ◇オミクロン株対応ワクチン接種の開始

○オミクロン株対応(2価)ワクチンの対象者

・初回接種を終えた全ての12歳以上の方(府内:約199万人)

①9月21日以降、重症化リスクが高い4回目未接種の高齢者等から順次接種開始(府内:約29万人)

②10月半ば以降※、全対象者へ接種を拡大(府内:約170万人)

※市町村ごとに、①の方を対象とした接種の完了が見込めた段階で前倒しの開始が可能

# ワクチン接種の推進

---

## ○接種の推進

### (1) 市町村接種体制の支援

- ・接種スタッフが不足する市町村に医療従事者を派遣

### (2) 京都府接種会場での接種

- ・オミクロン株対応ワクチン接種を行い、接種スピードを加速  
(モデルナ使用)

会場	開始日
京都タワー会場	9月26日(月)
京都田辺中央病院会場	10月1日(土)
綾部ルネサス病院会場	10月5日(水)

# ワクチン接種の推進

---

→9/26(月)からオミクロン株対応ワクチンの接種開始本日  
(9/21)から予約受付

**対象者** : 4回目接種の対象者で未接種の方

※上記以外の初回接種を終えた方については、10月以降に受付開始予定

# 初回接種（1・2回目）の機会の確保

---

初回接種を終えていない方は、これまでの従来型ワクチンによる接種が必要

（市町村）

- ・医療機関等で初回接種を引き続き実施

（京都府）

- ・京都タワー会場に加え、新たに綾部ルネス病院会場、京都田辺中央病院会場でも初回接種を実施し、接種機会を拡充

# 感染リスクが高まる 「5つの場面」

---

# 感染リスクが高まる「5つの場面」

## 場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で注意力が低下する。また、聴覚が鈍磨し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用は感染のリスクを高める。



## 場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、例えば深夜のはしご酒では、昼間の通常の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- また大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



## 場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケや野外のバーベキューでの事例が確認されている。



## 場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用施設での事例が確認されている。



## 場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での事例が確認されている。車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



# 新型コロナウイルス感染症 への感染が疑われる場合の 対応について

---

# 新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合は・・・

---

- 11月1日から、新型コロナウイルス感染症の相談・受診・検査体制が変わりました。
- 発熱等の症状のある方は、まず、かかりつけ医などの身近な医療機関へ電話で御相談ください。
- 夜間や医療機関が休みのとき、かかりつけ医のいない方は、次の窓口に連絡して下さい。  
きょうと新型コロナ医療相談センター  
電話：075-414-5487（365日24時間）

# 新型コロナウイルス感染症に 関する人権への配慮について

---

# 新型コロナウイルスへの 感染に関する人権への配慮について

- ▶ 新型コロナウイルス感染症に関しては、誤った情報や認識に基づく、感染者やその家族等への不当な差別、偏見、いじめ、SNSでの誹謗中傷等の発生が危惧されております。
- ▶ このような行為は重大な人権侵害です。町民の皆様におかれましては憶測やデマに惑わされず、冷静な行動をお願いいたします。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性のある病気です。闘う相手はウイルスであり、人ではありません。
- ▶ 不当な差別やいじめ等の様々な人権問題については、以下の相談窓口へご相談いただきますようお願いいたします。

みんなの人権110番

電話：0570-003-110（平日午前8時30分から午後5時15分まで）

# 笠置町の今後の対応について

---

- 今後も、京都府と連携を密にし、  
テレビ等による正確な情報の提供と、  
適切な対応に努めますので、ご確認ください。